

平成28年度 第2回市川市自立支援協議会 会議録（概要）

- 1 開催日時：平成28年7月14日（木）10時00分～12時20分
- 2 場 所：大洲防災公園管理事務所2階 会議室
- 3 出席者：磯部委員、植野委員、内野委員、大井委員、小原委員、加藤委員、木下委員、高木委員、田上委員、武田委員、富岡委員、中里委員、永井委員、長坂委員、中村委員、西口委員、西村委員、廣田委員、保戸塚委員、松尾委員、水野委員、山崎委員、
事務局：市川市 障害者支援課（佐々木課長、高橋主幹、渡辺主幹、新正主幹、大和久副主幹、石田主査、廣田主任主事）
市川市 発達支援課（野口主幹）
市川市 障害者施設課（鷺沼課長）

傍聴：4名
- 4 議 事：
 - （1）開会
 - （2）委員自己紹介
 - （3）各専門部会・障害者団体連絡会の状況について
 - （4）基幹型支援センターえくる平成27年度実績報告及び7年間の総括について
 - （5）基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点について
 - （6）その他
 - （7）閉会
- 5 提出資料：
 - 会議次第及び席次表
 - 資料1 相談支援部会資料
 - 資料2 就労支援部会資料
 - 資料3 障害者団体連絡会資料
 - 資料4 基幹型支援センターえくる平成27年度報告
 - 資料5 えくる7年間の総括及び基幹相談支援センターへの提案
 - 資料6 基幹相談支援センター設置に向けて（提案）
 - 資料7 地域生活支援拠点事業についての提言
 - 資料8 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点に望むこと
 - 資料9 次期計画策定に関するアンケート調査の実施について

【開会 10時00分】

【議事（1）開会】

○事務局（新正主幹）により開会宣言。

連絡事項、朝比奈委員欠席、西口委員より15分ほど遅れるとの連絡があったことを報告。

山崎会長： 平成28年度、第2回の自立支援協議会を開催いたします。本日、議題が多岐にわたっており、熱い審議が必要でございますので、皆さんご協力をお願い申し上げます。それでは、これより議題に移ってまいります。前回、今年度の委員の皆様のご自己紹介ができませんでしたので、本日改めてお願いいたします。

【議事（2）委員自己紹介】

各委員より自己紹介を行う。

【議事（3）各専門部会・障害者団体連絡会の状況について】

山崎会長： まず、専門部会のご報告を相談支援部会からお願いします。

内野委員： （相談支援部会、市川障害児者相談支援事業所連絡協議会、地域移行支援協議会、重心サポート会議について報告 資料1参照）

山崎会長： 続きまして、生活支援部会、お願いします。

松尾委員： 生活支援部会のご報告をさせていただきます。資料はございません。6月2日と28日に部会を開催し、本日の議題でもある「地域生活支援拠点」を重点テーマとして議論していますので、後ほどご報告いたします。関連する3つの会議、協議会は、それぞれが独立し活発に活動されており、日中活動連絡会は定期的に研修を開催されていると聞いています。居宅支援連絡会と、グループホーム等連絡協議会については、担当の方が出席されておりますのでお願いします。

水野委員： 居宅支援連絡会からの報告です。6月24日の第一回連絡会では、ACT-Jから講師を招き「精神障害者に対するヘルパーの心構え」という内容の研修を行っております。市内25事業所のヘルパーさんを含む58名が参加され、活発な会議になりました。以上です。

武田委員： グループホーム等連絡協議会では、6月8日に総会を開催し、世話人勉強会（年4回）、管理者向け勉強会（年3回）、他、合同勉強会等の事業計画を立ててお

ります。また、同日、消防局の方をお招きして消防法についての意見交換を行いました。8月24日に「計画相談とはなんだろう」というテーマで合同勉強会を実施予定です。また、今後、グループホームのニーズ調査も行う方向で検討しています。以上です。

山崎会長： ありがとうございます。それでは就労支援部会、お願いします。

西村委員： (就労支援部会報告 資料2参照)

●就労支援担当者会議(しゅうたん)の取り組み

①事業所案内の簡易版は、今後、各関係機関に配布予定。

③各事業所間の協力体制の確立について、市内の就労移行支援事業所は1箇所増え13箇所、県内では千葉市に続いて2番目に多い。A型事業所も今年2箇所増加。なかなか人が集まらない事業所等への情報提供も含め、情報交換を実施。

④労働関係法令・制度に関する勉強会等は、前はトライアル雇用、特定求職者雇用開発助成金についての勉強会を実施。

●福祉的就労担当者会議(ふくたん)の取り組み

③支援力強化のためのワークチームの立上げについて、就労継続支援B型事業所は、パートさんを含め福祉が初めてという方が増えている。その方たちを対象にした勉強会の開催を検討中。次回の就労支援部会は9月16日の予定。

山崎会長： ありがとうございます。続きまして障害者団体連絡会、お願いします。

大井委員： (障害者団体連絡会報告 資料3参照)

山崎会長： ありがとうございます。各部会と障害者団体連絡会からのご報告をいただきました。ここまでのご報告を踏まえて何かございますか。

一同： (特になし)

【議事(4) 基幹型支援センターえくる 平成27年度実績報告及び7年間の総括について】

山崎会長： それでは、基幹型支援センターえくるの平成27年度の実績報告と、7年間の総括について長坂委員お願いします。質疑応答に関しては、次の議題が終わってから行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

長坂委員： えくるは、相談支援部会を経て、自立支援協議会ででき上がったという経緯があり、その意識は常に持っているつもりです。そして、新たに「基幹相談支援センター」が設立されるということですので、7年間の総括として我々の反省と、これから必要だと思われるもの等、市川市への提案も含めてご報告させていただきます。

(基幹型支援センターえくる平成27年度報告 資料4参照)

1) 平成21年度～27年度相談者数推移の特徴的なこととして、新規の相談者と、えくる継続の方の数が増え続け、我々の重要な「繋ぐ」という役割を果

たし切れなくなってきました。平成27年度は、えくる終了の方が74名と圧倒的に少なく、もう少し何か違う動き方等、やり方があったのではないかと反省しております。ただ、現実的に、かなりひっ迫していると思うところでもあります。

3) 平成27年度新規相談者・年代別で、20歳未満の方の割合が20.4%ですが、これは例年に比べ増えています。

4) 平成27年度新規相談者・障害別では、精神、発達、高次脳の方で58.1%になり、相談者の約6割が、精神疾患で手帳をお持ちの方です。

5) 身体対象別内訳は、肢体不自由の体幹機能障害の方が増えていますが、これは、重心サポートの方たちと組んで進めた結果で、今後も増えるだろうと感じています。

6) 平成27年度 新規入口の特徴は、生活困窮者自立支援法が施行され、市川市生活サポートセンター「そら (so-ra)」ができたことによる依頼が増えたことです。逆に、「えくる」から「そら」へ依頼することもあり、今後も困窮者等の対応について「そら」や、「がじゅまる」との連携が増えてくるだろうと感じています。

8) 平成27年度支援形態内訳、 9) 平成27年度総合相談事業項目内訳、 10) 平成27年度支援方法・コンタクト内訳の表に関しましては、毎月、市へ提出しているデータですので参考までにご覧いただければと思います。

(続いて、基幹型支援センターえくる7年間の総括及び基幹相談支援センターへの提案 資料5に基づき説明)

この7年間のデータは、自立支援協議会、また市川市のデータの基になるものだと思っております。基幹相談支援センターができて後も引き継げるような形で、今後も関わっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

山崎会長： ありがとうございます。次に、「基幹相談支援センター」と「地域生活支援拠点」についてですが、長坂委員から実施報告と現場からの意見として、今後どのような方向にいったらいいかというご提案を頂きました。その辺については、各部会での協議も進んでおります。相談支援部会、生活支援部会と団体連絡会からご提案の文書が出ておりますので、そちらのご説明をそれぞれお願いいたします。では、相談支援部会からお願いいたします。

【議事5 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点について】

内野委員： (基幹相談支援センター設置に向けて(提案)資料6参照)

山崎会長： ありがとうございます。続きまして、生活支援部会から申し上げます。

松尾委員： (地域生活支援拠点事業についての提言 資料7参照)

- 山崎会長： ありがとうございます。団体連絡会をお願いします。
- 富岡委員： (基幹型支援センターへくるへの今までの感謝と基幹相談支援センターと地域生活支援拠点の必要性 資料8参照)
- 大井委員： 当事者団体として一番に訴えたいのは、「今までの、基幹型支援センターへくるの業績に対し、私たち障害当事者が一番感謝している。そして、必要を感じている。」ということです。基幹相談支援センターと、地域生活支援拠点に関しても、本当に我々にとって必要だということを、市川市の行政に対し訴えていきたいと思えます。
- 基幹相談支援センターについては、個別給付相談事業、生産性を上げるとして、予算のことも触れました。地域生活支援拠点についても、地域生活支援拠点として契約を結んでくれた事業所に対しては、予算を出して欲しい。我々を支えてくれる支援側のことを考えることで、我々も支援を受けられるのではないかとということで、敢えて書きました。
- 業務の内容に戻りますが、当事者としては、災害時に第二次福祉避難室の運営の中核的な役割を、基幹相談支援センターに担ってほしいと思えます。今の総合防災訓練や、危機管理課から聞いている中では、誰が本当に責任を持つのがわからない状態です。災害時に第二次福祉避難室を必要とする障害者は、すぐに出てくると思えます。ですから、そこを基幹相談支援センターの職員の方たちが責任をもってやっただければ、とても助かるのでお願いしたいと思えます。また、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点は、医療機関との連携を図ってほしいと思えます。ただ、精神障害者の場合、当事者の意見、家族、保護者の意見、医療機関が分かれるときがあります。その時は、当事者の意見を聴きつつ、総合的に判断してほしいと思えます。
- 最後に、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点いずれも、利用者に対してアンケートを行い、その意見に配慮してより良いものにしていてもらいたいと思えます。私たち障害当事者は、色々な支援があつて初めて生活ができることが本当に多く、自分たちだけでは生活ができない実態があります。そういう意味でも、えくるだけでなく、関係機関には感謝の意を表して敬意を払います。また、基幹相談支援センターや、地域生活支援拠点の設置だけではなく、皆さま方の温かい気持ち、熱い心が本当に必要なので、末永くよろしく願いいたします。以上です。
- 山崎会長： ありがとうございます。サービスを利用する立場からのお声をいただき、いくつか当事者ならではの視点もあつたと思えます。ここで、事務局から行政として、これまでの状況についてご説明いただきたいと思えます。
- 事務局： (佐々木課長) 障害者支援課でございます。基幹相談支援センター、地域生活支援拠点について、たくさんのご意見、ご提案をいただき、改めてその必要性、重要性を感じているところです。障害者支援課としましては、将来の市川市の福祉像と

いうことも含め、現在、基幹相談支援センターの早期実現に向けて動いているところですが、先ほどのご提案の一部にも出ておりましたが、計画の中でどうしても考えなくてはならない財源や人員、また、どこまで動けるか、その範囲等を検証していかなければいけません。そうなりますと、我々、障害者支援課だけではなく、市川市としてどう取り組み、どう捉えていくのかということについて、関係各課との調整が必要になってまいります。障害者支援課としましては、早期に実現するように地道に動いておりますが、今申し上げました諸事情も絡んでまいりますので、具体的にご説明できる範囲がこの程度で申し訳ないのですが、その点をご理解いただけたらと思います。それから、市としての方向性をしっかりと形作るということに関しても、まさに動いている最中ですので、お時間をいただきながら、とはいえ足早に動いていきたいと考えております。以上です。

山崎会長： ありがとうございます。市としても、設置、運営に向けて準備を進められているということで、詳細のところはこれからということでしたが、基本的には皆様のご意見を参考にしてくださるのではないかと思います。これまでのご説明、意見提案を踏まえて、このあと質疑、意見交換をしたいと思います。個別の質疑の前に、高木副会長から全体を通じてお気づきの点や、これから議論するに当たってアドバイス等があればお願いします。

高木副会長： まず、基幹型支援センターへくるの取り組みが、当事者の方々からも支持され、まさに国が目指している基幹相談支援センターの姿を、前もって体現していただいていたのかなということが、改めてよくわかりました。その上で、基幹相談支援センターへの転換を図っていく中で、地域生活支援拠点にも絡んで、コーディネーターが必要になるところを、基幹相談支援センターの中に入れていくというのは、非常に良い提案だと思います。面的整備を図るという前提の中で、例えば、緊急の受け入れ要請があった場合に、事業所が従ってくれないと動いていかないのですが、多分そこは、これまでのえくるの取り組みがベースにあるので、大丈夫なのかなと思います。ただ、今後3箇所へとなくなっていくときに、信頼関係を丁寧に構築していかないと、「忙しい」等の一言で断る事業所が続出してしまうと、面的整備がうまくいかないのだろうと思います。一つの法人が受けて、委託でやるというのは動きやすいですが、その反面、偏りが出たり、そこへの集中ということも生まれるわけで、面的整備は非常に理想的と思いますが、そこで「うちはやらない」というような所が一つでもあると、うまくいかないという難しさもある。そこら辺をどのようにコーディネートしていくのが、課題になるだろうと思いました。それから、基幹相談支援センターが、計画相談をやるかどうかという点ですが、基本的には基幹としては、計画相談をせずにアセスメントした状態で振っていく方がいいのだろうと思っています。それができれば地域の相談支援も育っていくだろうし、また、基幹

相談支援センターの多忙さも少し振り分けができるのかと思います。色々なお考えがあると思いますので、これから議論していただければと思います。以上です。

山崎会長： ありがとうございます。皆さんの議論に入る前に、国の施策に携わっていた観点から観ていただき、多々ある皆さんの夢や希望について、目の付け所のような所を解説していただきました。それでは、質疑やご意見がありましたらどうぞ。

富岡委員： 今回検討している事業に関して、緊急性という言葉が出てきたと思います。具体的には色々な会議で、精神に障害を持つ人の家庭内暴力に関して議論されておりました。家庭内暴力がどうして起こるのかということについて、色々なご意見もあると思いますが、だいたい、「死ぬより辛いときに家庭内暴力が起きるのだろう。」「死ぬと楽になるけど、死を選ばなかった。」という視点もあると思うのです。これは何を意味するかと言いますと、家庭内暴力が起きた時に「心のどこかで感謝する。」「自殺することを選ばないでくれて感謝する。」という視点も必要ではないかと思います。全く常識ではないのですが、それが現実であると思うし、プロの職員ならわかっていることで、当事者ならわかっていることだと思います。今日の会議では、自殺については一言も出ていないのですが、市川市においては年間80名位、自殺する方がいらっしやいます。皆さんこれからご議論されるのですが、人命第一ということでお願いします。自殺される方のほとんどが、精神科に通院されている方ですので、とにかく人命第一でご議論をお願いいたします。以上です。

山崎会長： ありがとうございます。たいへん貴重なご意見だったと思います。他にありませんでしょうか。

植野委員： 三点あります。一点目は、基幹という言葉について。国が、基幹相談支援センター設置のモデル的な考え方を示していますが、市川市では先行的に「基幹型支援センター」というものが始まったわけです。先行と言っても、どのような背景、考え方で「基幹型支援センター」ができたのかを教えてください。それを踏まえた上で、基幹相談支援センターの方針等について、整合性を持つかを見ていく必要があると思います。資料がなくわかりにくい部分なので、ご説明をお願いします。

二点目は、65歳未満の障害者について。身体障害者手帳を持っている70%以上が高齢者となっていますが、一方、精神障害者は90%近くが65歳未満の方というデータを見たことがあります。その中で、地域包括支援センターの役割、整合性の話が出てくるかもしれません。しかし、大切なのは、65歳未満の障害者について、高齢者の支援とは違った視点があり、その大変さ困難さがあると思います。何が違うかということ、自立・自助という考え方、視点でサポートしなければならないという部分について、例えば、65歳未満の方には

その責任が非常に強く、重いということです。その辺について、国はどう説明しているのか、配慮はどうかということについて改めて教えていただきたい、確認したい部分でもあります。

三点目は、社会資源について。地域レベルにない社会資源という視点も必要だと思います。例えば、視覚、聴覚障害、オストメイトの方もそうですが、県にしかない社会資源があります。その辺の連携について、何も記述がないので加えていただければと思います。以上です。

山崎会長： まずは、えくるが「基幹型支援センター」になった、基幹という言葉を使った経緯について。長坂委員、お願いします。

長坂委員： えくるは平成21年の4月設立ですが、その前年より相談支援部会では、市川にとって必要な社会資源は、障害をお持ちの方の総合相談の窓口だろうということで議論を重ねていました。当時、朝比奈委員が厚生労働省の関係の仕事をされていて、将来的な構想として基幹という言葉が出ていたと思います。ただ、基幹相談支援センターについては、厚生労働省のイメージは何も出ておらず言葉だけのものだったので、市川独自の形で基幹型の支援センターを構想し、市で予算を付けていただけてできたのが「基幹型支援センターえくる」です。厚生労働省のモデルが具体化したのは3年くらい前で、基幹相談支援センターのイメージ図が出されましたが、それは、えくるがやってきたことと乖離している部分がありました。えくるは、アウトリーチ型の個別相談を主体に置いてきましたが、基幹相談支援センターのイメージは総合的なコーディネート役割がかなり入っていましたので、そこが違いだと思います。もし、補足があればお願いします。

山崎会長： よろしいでしょうか。それでは二点目の、65歳未満の障害がある方への支援の方針については、事務局からお考えの方向性だけ示していただければと思います。

事務局： 障害者支援課です。現在、国の方でも、できるだけ地域で生活していけるように支援をしていくと謳っておりますが、市川市障害者支援課といたしましても、その方向で支援ができるようにと考えております。

山崎会長： 65歳以上の方と違いはあるのだけれど、地域生活を担保できるような方向性は、国と同じ考えというご回答でした。

それでは三点目ですが、地域レベルではない社会資源との繋がりについて、どう考えていくべきか。どう繋がっていくべきかというところを実践の方から長坂委員をお願いします。

長坂委員： ご意見ありがとうございます。市川市にない社会資源は、県や、国の単位であると思いますので、そことの繋がりはもちろん図っていき、当事者の方にとってどうすればより良いのかを一緒に考えさせていただきたいと思います。

植野委員： 一つお願いがあります。最初に長坂委員からご説明いただいた、基幹という言葉

葉については非常に大切なお話だったと思います。今後、レポートなど何かの形で残していただけたらと思います。

山崎会長： それでは、文書化については長坂委員にご検討をお願いします。他にございますか。

森田委員： 今日、たくさんのご提案がありまして、長く自立支援協議会に参加しておりますが非常に感動しております。まず、えくるの7年間の報告で、これまで地域の中で活動されてきた実績を見ることができました。基幹相談支援センターの構想では市内に3箇所できるという、これも素晴らしい構想と思います。また、基幹相談支援センターに、地域生活支援拠点としてのコーディネーターを配置するという構想については、相談支援部会と生活支援部会が連携を取りながら、同じ方向性が出せたことも成果だと思います。生活支援部会としては、コーディネーター配置について財源がないものですから、市川市での予算付けが絶対必要であると思っております。自立支援協議会でも質疑をしていただき、行政の方に進めていただきたいと思います。以上です。

山崎会長： ありがとうございます。他にございますか。

永井委員： 地域生活支援拠点事業について、市川市は面的整備の形で詰めていくとのことです。重心に係わる者としては、市内に重心の方が使えるショートステイの施設がなく、特に医療的ケアが必要な方をお預かりする施設がないため、他市のサービス事業所を使っている状況です。現在の市川市に不足していると判断できる社会資源に関しては計画に反映していただきたいと思います。ちょうど、平成30年度からの次期ハートフルプラン策定に向けて検討を始める時期なので、不足しているものを明確にすることと、平成29年度までに達成しなくてはいけないことについては、あと1年半でどのようにしていくのかということも、考えていかなければと思います。重心サポート会議としましては、これまでボランティア等で行ってきたお泊りのイベント等を、事業化していきたいという考えがありまして、少しでも、預かり、ショートステイといったところがあればと検討しております。以上です。

山崎会長： 他にございますか。

田上委員： 知的障害者の親の立場で言わせていただきます。これまで、事業者の方たちからの提案が多かったかと思いますが、我々親たちは、以前の入所施設というイメージからなかなか脱却できずにおります。ただ、いずれは入所と思っている親御さんがたくさんいると思います。ですから、今日の素晴らしい提案を一日も早く市川で、障害を持った子供を抱えた親たちが目の当たりにできるよう、実現を図っていただけると嬉しいなとつくづく感じました。

また、大井委員がえくるの功績に感謝を述べられましたが、我々も、知的障害者に関して市川の行政には感謝をしております。親亡き後のことを考えて入所施設、もくせい園、やまぶき園を作っていただきました。これに続いて、国連

の障害者権利条約にも絡んで、どういう障害があろうと生まれ育ったところで生涯を送るという形に、政府の考え方も変わってきております。やはり、親としてはもっと、もっとと思っていくものです。どうか、一日も早く市川で、安心して暮らしていけるように願っております。ただ、これも、今事務局からご説明があったとおり、予算の裏付けがなければ絵に描いた餅になるのですが、まず絵も描かないことには予算をどこに配分しようかという議論にもならないと思うので、今回この絵を描いていただき、提案していただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

山崎会長： ありがとうございます。他にありますか。

大井委員： 私は視覚障害者でありながら、精神の障害も持っております。病院からの地域移行ということで、精神障害者は症状の重い軽いではなく、社会資源を利用できるかできないかで、地域で暮らせるかが決まるという話もあります。ですから、皆さんの力が本当に必要ということがあると思います。私は、今は福祉サービスを利用しながら一人暮らしができております。本当に皆さんには感謝しております。よろしく願いいたします。

山崎会長： ありがとうございます。他にございますか。

西口委員 拠点の構想の中に、医療との連携という言葉が出てきましたが、医療との連携において医療機関はもっともですが、直接すぐ対応できる看護師との連携をお願いしたいと思います。現在、事業所も学校も医療的ケアの対応に看護師が不足している状況ですが、事業所に看護師を置かなければならないという財源的負担をかけるのではなく、市が一つの場所を設けて、パート等で看護師を確保し派遣という形で巡回できるようにしていただければと思います。そして、看護師が不足している事業所への巡回や、医療面で困っている人の初期対応を一時的にさせていただくことで、ネットワーク作りと連携ができるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

山崎会長： このような事業になってほしいというご要望は承りました。ありがとうございました。他にございますか。

加藤委員： 私は民生委員と自治会役員の立場ですが、地域を利用するという点について、自治会の力は非常に大きいと思っております。数年前ですが、地域の清掃活動中に、おそらく障害を持たれた少年が大通りの路上に寝そべってしまったことがありました。すぐ笑いながら走り去りましたので事故は起きませんでした。そのような場合に私たちは、どのような行動を取ればいいのかと考えることがありました。今後もそのような場面に遭遇するかもしれないので、地域の方にも理解していただくような話をした方がよいと思ったのですが、どのように言えばよいのか迷い、話せないままになっております。そのような場合の対応方法などがあれば教えていただければと思います。私たちは、地域のことに限っては協力できると思っておりますので、よろしく願いいたします。

- 山崎会長：ありがとうございます。今後、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点ができた時に、個別ケースだけではなく、地域への働きかけやご説明、そういう方とどのように接していくか等の啓発活動も業務に入ってくるので、現時点でもよろしければ、長坂委員や他の事業所の方々も声をあげていただいて、啓発活動としてお話しさせていただくとか、今後の事業に役立てていただければと思います。
- 長坂委員：是非呼んでください。お願いします。
- 植野委員：障害者団体連絡会や、ろう者協会でも、自治会や民生委員の方と話し合いたいという要望を5、6年前から出しておりますが、なかなか実現できなかったのので、いい機会ですのでよろしく願いいたします。
- 山崎会長：実際、今検討している事業や、それ以外でも啓発活動の一環として協力しているのではないかと思います。他にございますか。
- 磯部委員：これまで、えくるの対象は障害種別関わらず、手帳の所持、非所持に関係なくやってこられて本当によかったと思っております。一方で、障害者手帳を所持している人で、サービスに全く繋がっていない人たちはどうなのかという視点を私たちが持っていかないと、その方たちへの予防的な介入が後手に回るのではないかと感じています。今後に向けて、次の計画や、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点の構想を更に具体化していく中では、そのことも視野に入れて考えていきたいと思った次第です。
- 山崎会長：ありがとうございます。たいへん重要な視点ですね。我々、どうしても目の前にいる方や、繋がっている方を意識することは多いと思いますが、実際にはサービスを利用していない中に、支援を必要としている方がいるのではないかと、これは相談支援事業、基幹相談支援センターだけではなく、計画相談に係わる方には非常に重要だと思います。もし事務局で、現在、手帳を所持している方でサービスを利用していない方がどのくらいいるか等、わかればお願いします。
- 事務局：(新正主幹) 障害者支援課です。現在、療育手帳所持者でサービスを利用されていない方は、最重度(㊦、㊦の1、㊦の2)の方が35名、重度(Aの1、Aの2)の方が79名、中度(Bの1)の方が214名、軽度(Bの2)の方が477名で、合計805名いらっしゃいます。中でも、中度、軽度の方が全体の約85%で非常に大きい数になっております。就労されている等、何らかの要因もあるかと思いますが、これだけの方がサービスを利用していないという実態がありますので、市としても考えていきたいと思っております。以上です。
- 山崎会長：ありがとうございます。800人以上の方がどこにも繋がっていないということで、新しい事業を立ち上げるときや、ないサービスを作り出していく際には、必ず考えなければならない視点だと思います。次年度以降の計画の見直しで、そのような方たちの実態をアウトリーチしていくのか、あるいは、何らかの事

業化を検討する等、併せて考えていく必要があるのかなと思いました。他にございますか。

西村委員： 私は、10年以上前に中核地域生活支援センターで相談業務をしていましたが、田舎の方で当時は社会資源もなく、抱え込まなければいけない状態でした。市川は社会資源があり、色々なところに繋ぐことができると思いますが、えくるの現状では、終了した方よりも新規や継続の方のほうが多いです。終了した方は「どんな形で終了されたのか」、ずっと継続している方は「なぜ継続が必要なのか」、「どこかに繋いで終われるものでもないのか」と考えます。今回、地域生活支援拠点のイメージ図を見て、相談を受けるということも大事ですが、関係機関とのネットワーク、連携により必要なところへ繋ぐことで、利用者の回転がきちんとできなければいけないのではないかと思います。現在は就労支援センター業務ですので、利用者の方が働き始めてある程度会社にお任せして、自分たちが係わらなくてもいいなという段階で終了できますが、生活部分の相談は、なかなかそうはいかないところがあります。今後は、指定特定相談支援事業所や、いろいろな機関、障害者支援課が、それぞれどこまでできるのか役割分担をしていくことが必要と思います。終結とは言いませんが、私たちの役割はここまでですよといったように、ある程度区切りがないと永遠に続く支援というのは、抱え続けるという意味ではきついと思いますので、役割分担を皆さんで話し合っってしっかりできればいいなと思います。以上です。

山崎会長： ありがとうございます。

高木副会長： 地域生活支援拠点について、緊急時の預かりをするには各地にショートステイの場が必要になります。その上で、グループホームの空床利用型を進めていただきたいと思います。また、平成30年の障害者総合支援法の改正に向けて、重度者対応のグループホームの方向性については、国の方もこれからということですが、市川市の自立支援協議会としても、こういうものが必要だと声を上げていかなければならないと思っています。先ほど重心サポート会議の報告にもあった通り、「医療的ケアが行えるショートステイがない。」あるいは、「強度行動障害のような方の親亡き後は、施設しかないのか。」という現状です。国が、重度者対応のグループホームをやるということは明言しているので、どのようなものを地域の中から具体的に出していかなければならないと思います。また、社会資源のないときに市川市で立ち上げてきた事業所が、委託から指定管理に移り、民間移譲という流れになっているということを実感しています。市川市としては、重度の方が地域で暮らし続けるようにといった新たなニーズに対応していく必要が目前に迫っている中で、地域生活支援拠点の構想と同時に考えていかなければいけないのかなと思います。その上で、現在のグループホームの定員は10人以下と決められていますが、重度者対応、あるいは緊急時の重度者の受け入れということを考えて時に、小規模だとスタッフの常駐者数

が少ないとか、色々な問題があってなかなかできない。そもそも10人という枠はどうなのかということに関しては、国でも議論がされましたが、その時は当事者団体の強い反対がありました。ただ、地域に暮らす当事者の方が、そこにこだわっているかどうかは不思議に感じます。重度ということであれば、何とか地域で暮らし続けるための方策として10人という枠にこだわるべきなのかなと個人的には思うところもあります。そういったことも含めて、重度者対応のグループホームのあり方については、生活支援部会でもご議論していただければと思います。また、限られた予算のなかで重度者に重点化していかざるを得ないわけですが、一方で軽度者をどうしていくかという問題もあります。これは高齢者福祉にも通じますが、地域包括的な民生委員さんもいらっしやっていますので、地域で支えるシステムを作り、軽度者の方は地域で支えながら、予算の方は重度者に重点化する等、両面考えていく必要があると思います。以上です。

山崎会長： ありがとうございます。全体としての取りまとめもしていただきました。他にご意見はございますか。

植野委員： 事務局に伺います。前々から「公助・共助・自助」という言葉がよく言われておりますが、我々、当事者としては「自助」、できることは何か、どのようにしたらいいのかということについていつも考えて議論もしています。一方で、「共助」の仕組みをどのようにすべきかは議論もあったと思いますが、しかし、「共助」の視点からはなかなか話がうまく進まない。前々からの課題になっているかと思えます。「共助」の仕組みづくりをどのようにしていくのか、お考えをお聞かせいただければと思います。

山崎会長： ありがとうございます。事務局にお答えいただく前に、特に共助の仕組みについては、上位ではないですが全体の横軸的な「地域福祉計画」というものが市川市には作られていて、地域の皆さんが福祉活動にどのように参加するのか、あるいは、どう助け合うのかといった方向性が示されているかと思えます。障害の分野から見るとその辺りはいかがでしょうか。

事務局： 「共助」ということについて、障害の分野独自の形は整っていないのですが、(佐々木課長) これは、ハートフルプランにも関わってくるのだと思います。また、地域福祉や、すべての福祉分野の中で共通課題として取り上げていくべきことだと思います。次の計画の策定時期が、障害と他の福祉部門も同じ時期になりますので、改めて共通の課題として考えて作っていきたいと考えております。

植野委員： ありがとうございます。おっしゃるような、考え方、方向性は市民のニーズといいますか、民意を集めた形で、ハートフルプランには取り入れていただきたいと思えます。また、「共助」に係る社会資源があるわけです。情報交換、学習の場というものも積極的に計画の中に取り入れていただきたいと思えます。協力いたしますのでよろしくお願いします。

山崎会長： 先ほど、加藤民生委員からもお話がありましたように、地域の方と一緒に頑張って勉強していく場のようなものも、様々な福祉計画の中に是非位置付けていただきたいと思います。これは、みなさん同じ意見だと思います。ありがとうございました。それでは、これまで出された意見を踏まえて、相談支援部会、生活支援部会から出されているレポートは、みなさんの総意と理解をさせて頂き、それぞれの部会名を取って市川市の事務局に、今後の施策に活かしていただけるように、提案書という形でお渡しすることはよろしいでしょうか。

一同： (異議なし)

山崎会長： それから、当事者の皆さんから団体連絡会の意見として出されているレポートに関しても、その論点について異論は出なかったと思います。当事者の意見を大事にして、自立支援協議会としても、この意見を是非取り入れていただきたいということで、障害者団体連絡会のお名前そのまま市川市に提出したいと思っています。いかがでしょうか。

一同： (異議なし)

山崎会長： ありがとうございます。それでは、事務局と、市川市には社会福祉審議会という政策的な議論をしているところがありますので、何度も話題に出ました新しい計画等の参考にさせていただけるように、資料提供をしていきたいと思っています。

【議事6 その他】

山崎会長： 最後にその他ということで、事務局より2点ほどご報告があるようです。よろしくをお願いします。

障害者施設課 鷺沼課長より公立障害者施設の民営化について現状を報告。

前回の自立支援協議会でご報告させていただきました梨香園の民営化につきまして、第1次、第2次審査を行ないまして、社会福祉法人 大久保学園が運営法人に決定いたしましたので、改めてお知らせをいたします。また、チャレンジ国分につきましては6月6日に公募を開始し、7月11日に申し込みを終えました。複数の法人より申し込みがありましたので、今後、第1次、第2次の審査会を経て9月上旬には運営法人を決定したいと思っております。また、第2次審査では公開プレゼンを予定しております。日程は8月31日の予定ですが、決まり次第、市の広報、ホームページ、また、自立支援協議会を通じて皆様にお知らせしたいと思っておりますので、その節はよろしくをお願いします。以上です。

山崎会長： 続いてをお願いします。

事務局： 市川市障害者計画・障害福祉計画策定業務に関するアンケート調査について、(石田主査) 資料9に基づき報告。

山崎会長： ありがとうございます。事務局から2点ご報告がありましたが、何かご質問が

ある方はいらっしゃいますか。

一同： (なし)

山崎会長： 以上で、予定されていた議事は終了いたしました。他に何かございますか。

大井委員： 就労支援部会「しゅうたん」での私の発言についてです。今年から就労支援部会に参加させていただいており、あいさつを含めこういう意見を言ってみました。「私は、障害当事者としての意見や考えを皆様にお伝えします。ただ、障害当事者からは怒られるかもしれないけれど、障害者差別解消法などにある合理的配慮については、「障害者が何でも言っているというわけではなく、常識やルールはあると思います。」というような話をしたところ、そのあとに企業の方から、「障害者の方の言うことを何でも聞けばいいのですか」と質問があったそうです。それは、そういうことではなくて、障害者が健常者と同じように生活を送れるとか、意見を述べられる、働けるということであって、障害者の意見を何でも聞けばいいということではないと思います。それから、こここのところ基幹相談支援センターと、地域生活支援拠点についての話題が中心でしたので、障害者差別解消法の地域協議会の話が出ていないのですが、市としては努力義務になっておりますし、設置の方向になっているとは思いますが、地域協議会には障害当事者を入れてほしいということを再度申し上げます。以上です。

山崎会長： 障害者差別解消法に関する考え方と、地域協議会に必要なメンバーとして当事者を入れてほしいというご要望があったと思います。事務局も是非耳を傾けてほしいと思います。検討していただいて次回以降に経過等のご報告していただきたいと思います。大井委員、それでよろしいでしょうか。

大井委員： はい。

山崎会長： ここまでで、本日のすべての議題が終了しました。特に、基幹相談支援センターにつきましては、国全体の流れとして、対象者を特定しない町のソーシャルワークステーションのようなもの、町の包括的な相談機関のようなものが既にモデルとしてできています。今、目の前にあることの先にどうなっていくことが、市民にとって、障害のある方にとって、ご家族にとって良いのだろうということを事業者のみなさんと考えていかななくてはならないなと思いました。長時間、本当にありがとうございました。事務局にお返しいたします。

事務局： 皆さま、長時間にわたり貴重なご意見をありがとうございました。次回の日程は、またお知らせしたいと思います。ありがとうございました。

【議事7 閉会】

山崎会長： これで、第2回の自立支援協議会を終了したいと思います。ありがとうございました。

【閉会12：20】